

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）							別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）								
事 務	条 項	内 容	専決権者				備 考	事 務	条 項	内 容	専決権者				備 考
			副局長	部長	センターに置く室の長等	センターに置く室の長					副局長	部長	センターに置く室の長等	センターに置く室の長	
[略]							[略]								
19	[略]	[略]					19	[略]	[略]						
							19の2	卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の施行に関する事務	附則第3条第3項	申請の受理					
									附則第3条第4項	地方卸売市場の認定					
20	[略]	[略]					20	[略]	[略]						
[略]							[略]								
[略]							[略]								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年12月21日から施行する。